

資産の健全化に向けて

当行では、従来から資産の健全化を重要な経営課題と認識し、不良債権の適切な処理、不良債権の発生防止、取引先の経営改善支援などにより、常に資産の健全性の維持・向上に努めてまいりました。

厳しい経済環境のなか、経営改善に真剣に取り組んでいるお取引先への支援態勢を一段と充実・強化するため、平成14年3月、審査部内に「経営支援室」を設置し、お取引先の経営改善支援に注力しております。

なお、不良債権処理につきましては、自己査定を厳格に実施し、適正な償却・引当を行っております。

今後も引き続き、早期企業再生、不良債権の最終処理促進や信用リスク管理能力の向上に努めるとともに、積極的に資産内容を開示し、資産の健全性、経営の透明性を高めてまいります。

■取引先企業への経営改善支援

景気が緩やかな回復方向にあるものの、依然、業績不振に苦しむ企業も多く、こうした地元企業の業績改善は、地域経済を活性化するうえで重要課題であります。

当行は、「地域社会の発展を常に考え行動すること」、「お客さまとの創造的な関係を深めること」を企業理念に掲げ、地域のお取引先とともに発展することが使命と考えております。

このような企業理念のもと、「お取引先の財務内容改善に向けた経営支援」は地域金融機関としての当行の役割の一つであるとともに「経営支援を通じた企業の再生と当行の健全性確保」は表裏一体の関係にあるとの認識から、平成14年3月に企業再建支援の専門部署として「経営支援室」を設置、さらに従前からの審査業務室を「審査業務グループ」に再編してお取引先への支援態勢を充実させました。

「経営支援室」及び「審査業務グループ」では、財務診断などに精通し経営相談の経験豊富なスタッフがお取引先に対し、きめ細かく経営や財務改善の支援を行っております。具体的には、経営改善支援先として選定したお取引先に対し、面談や実査を行って、経営改善計画作成の指導や進捗状況のチェック、当行ネット網を有機的に活用した販路開拓などの営業支援、不採算部門の整理・遊休資産処分の支援などを行っております。また多角的な手法をもって、早期の企業再生に積極的に取り組んでおります。平成15年4月から平成16年3月までの実績では、経営支援室における支援対象先402先のうち、債務者区分のランクアップしたお取引先は41社となっております。

当行は「地元企業の再建支援による地域経済の活性化」を地域金融機関の使命と考えて、実現性のある再建支援策をお取引先とともに検討しながら資産の健全化に取り組んでまいります。

■資産の自己査定と償却・引当について

「資産の自己査定」とは、金融機関が保有する資産を自ら個別に検討し、資産内容の実態を正確に把握するために行うもので、信用リスクを管理する重要な手段であるとともに、適正な償却・引当を行う準備作業となるものです。具体的には、当行が自ら定めた「自己査定基準」に基づき、貸出金をはじめとする資産を分析・検討し、その信用力に応じて「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」及び「破綻先」の5つの債務者に区分します。そして「正常先」以外の債権について、担保・保証の評価などを含めた回収の危険性、価値の毀損の危険性の度合いに従って4段階に分類します。

この自己査定の結果をベースとして、厳格な「償却・引当基準」に基づき、償却や貸倒引当金の計上を適正に実施しております。

当行の自己査定は、営業部店及び審査部が査定を行い、その結果を監査部が検証・監査することとしており、牽制機能が働く体制となっております。さらに、自己査定の結果は、監査法人による監査対象にもなっております。

【自己査定 of 債務者区分と償却・引当基準】

自己査定による 債務者区分	定 義	償 却 ・ 引 当 基 準	対 象 引当金
破 綻 先	法的・形式的に経営破綻の事実が発生している先	担保・保証等による保全のない部分の全額を引当あるいは償却	個 別 貸 倒 引 当 金
実 質 破 綻 先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないが、実質的に経営破綻に陥っている先		
破 綻 懸 念 先	現状は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性の高い先	担保・保証等による保全のない部分に対して、過去の貸倒実績率に基づく今後3年間の予想損失額または合理的に見積もられたキャッシュ・フローによる回収可能な部分を考慮した予想損失額を引当	
要 注 意 先	今後の管理に注意を要する先		一 般 貸 倒 引 当 金
	要 管 理 先	要注意先のうち、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権がある先	
	要管理先以外の 要 注 意 先	上記以外の要注意先	
正 常 先	業況が良好であり、かつ財務内容に特段の問題がない先	貸倒実績率により算出した今後1年間の予想損失額を引当	

当行は、日本公認会計士協会の実務指針（銀行等監査特別委員会報告第4号）及び金融庁の「金融検査マニュアル」などに準拠した保守的な「償却・引当基準」を制定し、自己査定結果に基づいた償却・引当を実施しております。

■平成16年3月期の不良債権処理

当行の不良債権処理は、厳格な自己査定に基づく償却・引当に加え、担保処分による回収や債権売却などの最終処理を進めております。また一方で、信用リスク管理の充実を図り、不良債権の発生防止に努めております。

当期の不良債権処理額は、引き続き厳格な自己査定を実施した結果、前期比137億円増加して324億円となりました。

不良債権処理額の内訳【単体ベース】

（単位：億円）

	15年3月期	16年3月期	増 減
不良債権処理額	186	324	137
貸出金償却	5	2	▲ 3
個別貸倒引当金繰入額	156	267	110
貸出債権売却損	22	54	32
債権売却損失引当金繰入額	1	-	▲ 1

■ リスク管理債権

リスク管理債権は、銀行法に基づき、資産の健全性に関する情報をお客さまや株主の皆さまなどに提供することを目的に開示しているものです。

リスク管理債権は、「破綻先債権」、「延滞債権」、「3ヵ月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」からなり、自己査定における破綻先の貸出金を「破綻先債権」、実質破綻先及び破綻懸念先の貸出金を「延滞債権」、要注意先の貸出金のうち3ヵ月以上延滞しているものを「3ヵ月以上延滞債権」、要注意先の貸出金のうち貸出条件を緩和しているものを「貸出条件緩和債権」としております。

平成16年3月期のリスク管理債権は合計3,687億円となりました。

なお、当行では「部分直接償却」を実施しておりませんが、仮に「部分直接償却」を実施した場合のリスク管理債権の金額は実施前に比べて586億円の減少となります。

リスク管理債権【単体ベース】		(単位：億円)	
	16年3月期 A	16年3月期 B (部分直接償却実施後)	増 減 (B-A)
破綻先債権	153	71	▲ 82
延滞債権	2,546	2,042	▲ 504
3ヵ月以上延滞債権	21	21	—
貸出条件緩和債権	965	965	—
合 計 (a)	3,687	3,100	▲ 586
貸出金残高 (b)	36,643	36,056	▲ 586
貸出金残高に占める 比率 (a/b)	10.06%	8.59%	▲ 1.46%

■ 金融再生法に基づく開示債権

金融再生法に基づく資産査定の開示は、後記の通りです。自己査定による債務者区分をベースとした開示となっており、自己査定の「破綻先・実質破綻先」に対する債権を『破産更生債権及びこれらに準ずる債権』、「破綻懸念先」に対する債権を『危険債権』、「要注意先」のうち、3ヵ月以上延滞している貸出金と貸出条件を緩和している貸出金を『要管理債権』として開示しております。

平成16年3月末の金融再生法に基づく不良債権に対する保全状況につきましては、破産更生債権及びこれらに準ずる債権で100%、危険債権で72%、要管理債権で71%となっており、開示債権合計に対しても79%となっております。

■ 不良債権削減に向けた取り組み

目利き研修をカリキュラムに加えた「法人渉外研修」、「審査研修」などの行内研修を実施するほか、平成16年7月からは、本部の審査担当者を営業店に駐在させ、営業店の融資案件取組指導などを通じた融資及び渉外担当者の審査能力の向上を図るなど、新たな不良債権の発生防止に努めるとともに、今後は、「経営改善・再生支援に全力投球」「再生の可能性がない先の回収促進」を取組方針とし、「体制面の強化」、「再生支援能力などの向上」、「不良債権処理手法の検討」などを行い、不良債権削減に積極的に取り組んでまいります。

【体制面の強化】

お取引先の経営改善・経営支援を行う審査部の「審査業務グループ」を増員し、不良債権の回収、債権流動化を推進する業務管理部との連携を強化し、不良債権最終処理促進のための体制を充実いたします。

【再生支援能力などの向上】

経済産業省主催の「事業再生人材育成講座」や地銀協主催の「中小企業経営支援講座」など各種研修に担当者を派遣し、経営改善・再生支援能力の向上を図るなど、人材育成強化を図ってまいります。

【不良債権処理手法の検討】

企業再生ファンドの利用、「デット・エクイティ・スワップ」や「DIPファイナンス」への取り組み、産業再生機構や中小企業再生支援協議会の活用など、不良債権処理手法の検討も進めてまいります。

